

令和7年国勢調査広報業務企画提案募集要項

1 委託業務名

令和7年国勢調査広報業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

3 委託業務内容

別添「令和7年国勢調査広報業務提案仕様書」のとおり。

4 委託料の上限額

17,746千円（消費税及び地方消費税相当額等を含む）

5 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1企業（団体）を決定し、業務を委託する。

6 応募資格

応募者は、次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。
- (3) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員である役職員を有する者もしくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

7 応募方法等

- (1) 提出物 企画提案書一式 ※「10 応募書類」参照。
- (2) 提出部数 8部（様式第1号のみ1部） ※「10 応募書類」参照。

- (3) 提出先 千葉県総合企画部 統計課 人口室
「令和7年国勢調査広報業務」担当宛
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
電話 043-223-2224
- (4) 応募方法 持参又は郵送（FAX、メールでの応募は不可）
- (5) 応募期限 令和7年6月30日（月）午後5時必着

8 業務説明会

本業務についての説明会を次の日程のとおり開催する。参加を希望する場合は、6月11日（水）午後5時までにメールで申し込みをすること。なお、業務説明会に参加しない場合も、本件への応募は可能とする。

- (1) 日時：令和7年6月12日（木）午後2時から
- (2) 場所：オンライン（Zoom）による
- (3) 申込先：千葉県総合企画部 統計課 人口室
「令和7年国勢調査広報業務」担当宛
メールアドレス：tkjinkou@mz.pref.chiba.lg.jp
件名は「令和7年国勢調査広報業務説明会の参加申込」とし、企業（団体）名、参加者数及び連絡先を記載すること。（任意様式）

9 質問の受付

本件に関する質問については、電子メールで送付すること。質問の範囲は、業務に関するものに限り、提案の状況、選定審査委員名等に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付期間
令和7年6月12日（木）の説明会終了後から令和7年6月19日（木）午後5時到着分まで。
- (2) 送付先
千葉県総合企画部 統計課 人口室「令和7年国勢調査広報業務」担当宛
メールアドレス：tkjinkou@mz.pref.chiba.lg.jp
- (3) 特記事項
- ・メールの件名は「令和7年国勢調査広報業務についての質問事項」とし、本文中に、企業（団体）名、連絡先を記載すること。（任意様式）
 - ・質問は、提出日のうちに電話により着信の確認を行うこと。
 - ・本件への質問とその回答内容については、令和7年6月23日（月）午後5時までに千葉県ホームページに掲載する。

10 応募書類

以下、企画提案書一式について作成、提出する。

- (1) 企画提案書一式
- ①企画提案書（様式第1号）

②企画提案概要説明書（様式第2号）

- ・本様式以外に添付したい資料等があれば、用紙は全てA4判とし、企画提案概要説明書の最後に綴じること。
- ・提案にあたっては、下記の事項を必ず含むこと。

ア 交通広告

ポスター等広報物を掲示する路線、運行区間、車両本数、駅名、掲示期間、広報物使用予定数について出来る限り具体的に記載すること

イ インターネット広告

広報を行うサイトやSNS等の名称、内容、量について出来る限り具体的に記載すること

ウ 外国人居住者向け広告

広報物を掲示、配布及び放映等を行う場所、その場所を選定した理由、掲示期間、広報物使用予定数について出来る限り具体的に記載すること

エ その他広報・広告手段

広報・広告手段の企画趣旨、内容、量、想定される広報効果などについて出来る限り具体的に記載すること

オ 広報効果の報告

効果測定の手段、具体的方法、実施する広報・広告手段との適性について出来る限り具体的に記載すること

③業務実施スケジュール（様式第3号）

- ・委託契約日を令和7年7月17日（木）と仮定し、広報等の種類毎に企画から実施に至る一連の業務の大まかなスケジュールを記入すること。

④経費見積書（様式第4号）

- ・本委託業務に関する全ての費用を算定・計上すること。
- ・総務省統計局提供の広報素材の転用に伴い費用が発生する提案をする場合には、転用費用も計上すること。
- ・課税業者、非課税業者を問わず、税込金額を記載すること。
- ・積算内訳については、全ての経費について広報等の種類毎に詳細に記載すること。

⑤企業（団体）概要（様式第5号）

- ・契約受注実績については、県からの受注業務に限定されないこととし、概ね5年以内のもので3点以内とすること。

⑥業務実施体制（様式第6号）

- ・当該業務にかかわる実施体制を漏れなく記載すること。

（2）提出部数

①については1部

②～⑥については各8部（番号順に並べ、左上綴じで提出）

11 審査・選考方法

(1) 審査方法

提出された企画提案書一式は、下記(3)の審査基準に基づき、選定審査委員会において書類審査及びプレゼンテーション・質疑応答等による審査を行い、最も優れた提案企業(団体)を委託先候補者とする。

なお、応募数が5件以上の場合、千葉県総合企画部統計課で事前に下記(3)の審査基準に基づき書類選考を行う。

ア 書類選考では、選定審査会の審査対象となる提案を4件選考する。

イ 書類選考の結果は、令和7年7月4日(金)までに、企画提案書に記載されたアドレス宛に送付し、通知する。

(2) 選定審査委員会

選定審査委員会は令和7年7月9日(水)に開催する予定であり、選定審査委員会におけるプレゼンテーション・質疑応答等は、応募書類のみで行うものとする。

なお、詳細については、企画提案者に別途通知する。

(3) 審査基準

審査基準は、別表に掲げる項目及び基準により行う。

(4) 審査・選定結果の通知

審査・選定結果は、企画提案者全員にメールで通知する。

12 提案の無効に関する事項

提案者が次のうちいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格の無い者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- (3) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (7) 経費見積書(様式第4号)の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (8) 選定審査委員会を欠席したとき。
- (9) 上に掲げるものの他、提出書類の不備や選定審査委員会への大幅な遅刻等により、県が無効であると判断したとき。

13 委託契約

上記11により選定した最優秀提案を提出した者を委託先候補者とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結する。

- (1) 契約期間 契約締結日から令和7年11月28日(金)まで

(2) 契約にあたっての主な留意事項

- ア 契約にあたっては、契約書を作成し、各1通を保有する。
- イ 提案された企画内容をそのまま委託するものではないこと。
- ウ 提案された企画内容を元に業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。(別添提案仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については受託者決定後、協議の上、県が作成する。)
- エ 契約にあたっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納入すること。なお、契約保証金は免除する場合がある。
- オ 業務の全部または一部について、県の承諾なしに第三者に再委託することはできない。ただし、受託業務の一部の再委託について書面により県の承諾を得たときはこの限りではない。
- カ 電子契約によることも可能であるので、希望する場合はその旨申し出ること。

(3) 委託料の支払い

- ア 委託料の上限は、消費税及び地方消費税並びに総務省統計局提供の広報素材利用による転用費用込みで17,746千円とする。
- イ 委託料には、事業完了後の完了報告書の作成経費を含む。
- ウ 委託料の支払いは、原則として、全ての業務が履行された後に行うこととする。

14 注意事項

- (1) 企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類について、必要に応じて企画提案者から聞き取りを行う。
- (4) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)に基づき開示する場合がある。
- (5) 提出された書類等は必要に応じて複写する。
- (6) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 予期せぬ不測の事態等により、やむを得ず、募集を中止し、又は契約を締結しない場合がある。この場合、企画提案に要した経費は、全て企画提案者の負担とする。

令和7年国勢調査広報業務審査基準

審査項目		評価の視点	配点
企画 提案 内容	全般	・本業務の目的及び趣旨を理解した企画となっているか。	5
	交通広告 の企画・実 施	・公共交通の事業者・路線、エリアの選択は、地域差が出ないよう配慮 され、効果的になっているか。 ・県民の目に付きやすい掲示場所や媒体が選択されているか。 ・広告期間や時間、内容は、調査の実施スケジュールを踏まえ、効果的 なものとなっているか。	20
	インターネ ット広告の 企画・実施	・若年層や単身世帯など訴求対象に最適な広告媒体が選択され、その 理由が合理的に説明されているか。 ・広告期間や回数、内容は、調査の実施スケジュールを踏まえ、効果的 なものとなっているか。 ・オンライン回答の促進が期待できる提案となっているか。	20
	外国人居 住者向け広 告の企画・ 実施	・外国人居住者への周知効果の高い場所が選択され、調査の実施スケ ジュールを踏まえ、調査への理解を促進する効果的な提案となってい るか。 ・広告期間や回数、内容は、調査の実施スケジュールを踏まえ、効果的 なものとなっているか。 ・多言語に対応できる業務体制の確保が期待できるか。	20
	その他広 報・広告手 段の企画・ 実施	・創意工夫があり、実効性が高い提案内容となっているか。 ・国及び県による広報、他の企画との連動性、補完性を考慮した内容とな っているか。 ・広報期間や回数、媒体、内容は、調査の実施スケジュールを踏まえ、 効果的なものとなっているか。	20
	広報効果 の報告の実 施	・広報・広告効果の測定に係る、指標(広報・広告への接触状況の把握 あるいは推計等)の選択は適切か。	5
業務 遂行 能力	人員体制	・本業務を円滑に実施する上で十分な人員体制を有しているか。	5
	経験・実績	・類似業務の経験・実績が豊富であり、そのノウハウや知識を十分に活 かして本業務を円滑に遂行することが期待できるか。	5
	スケジュー ル	・提案内容の実行が可能な業務スケジュールとなっているか。	5
経費 妥当 性	・見積書に所要経費・算定根拠が明確に示されており、合理的かつ適切な内容となっ ているか。	5	
合計			110